

歯内療法症例検討会 規約

第1条 名称・目的・事務局

本会は「歯内療法症例検討会」（以下「本会」）と称し、参加者が歯内療法における臨床技術や知識の向上のために学ぶ場を与え、参加者各々の臨床に貢献することを目的としています。

本会の事務局は吉岡デンタルオフィス（東京都千代田区神田駿河台 2-3-13 鈴木ビル 1F）に置かれます。

第2条 活動

本会の活動として

- (1) 参加者による症例発表等
- (2) 外部講師を招いた特別講演
- (3) 参加者同士の交流のための懇親会の開催
- (4) 講義・実習コースの開催
- (5) インターネットを介した参加者への情報提供・参加者同士の情報共有を含む定期的な本会例会を行うこととします。

第3条 禁止事項

円滑な例会の運営のため、以下の禁止事項を遵守していただきます。

<禁止事項>

- (a) 患者個人の特定ができるような情報を公開すること
- (b) 特定の個人を批判・中傷すること
- (c) 演者の許可を得ずに発表を録画・撮影・録音すること
- (d) 政治活動・宗教活動・不許可の商品販売行為・勧誘
- (e) その他社会一般通念上、本会委員会が好ましくないと判断する行為

これらの禁止行為を行った場合、本会委員会の指示に従っていただけない場合は、例会への参加をお断りすることや、例会の途中であっても退場していただくことがあります。

また、本会が運営するインターネット上での不特定多数の閲覧者がアクセス可能なサイトにおいては以下の禁止事項を遵守していただきます。

- (f) 症例相談を含む診療情報の掲載（レントゲン・口腔内写真の掲載を含む）・アップロード
- (g) 個人的な連絡事項や連絡先などの掲載・アップロード
- (h) 本会と関係のない掲載・アップロード

これらの禁止行為を行った場合や、本会委員会の指示に従っていただけない場合は、本会への参加をお断りし、委員会によりアクセス制限や発言の削除等が行われる事があります。

第4条 運営費

本会の運営費は本会主催である（株）Topyによって管理されます。

第5条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日から3月末日までの年1期とします。

第6条 実行委員会

本会の運営は本会実行委員会が行います。

(1) 委員の選任は参加者の互選および委員会の承認によって決定します。委員の任期は事業年度1年とし、これは再選を妨げるものではありません。

(2) 毎年2回の定期委員会と、臨時に行われる臨時委員会が行われ、協議事項の検討などを行います。

(3) 実行委員会は委員長、常任委員、非常任委員で構成されます。

第7条 免責事項

例会で発生した事故・事件・盗難等については本会は一切責任を負いません。
参加者間で生じたトラブルについて、本会は一切責任を負いません。

附記

この規約は平成26年11月1日から施行します。